

福島県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビクター受入	指定期日 年月日	区域変更 年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
1710070	富岡	トミオカ	1	双葉郡富岡町	福島県	相馬双葉		○			S26.11.14	H2.7.2			
1710090	小浜	オハマ	1	いわき市	福島県	いわき市		◎			S26.11.14	S26.11.14			
1720005	釣師浜	ツルシハマ	2	相馬郡新地町	福島県	相馬双葉		◎			S28.5.28	S28.5.28			
1720007	真野川	マノガワ	2	南相馬市	福島県	相馬双葉		○			S28.5.28	H18.1.1			
1720010	久之浜	ヒサノハマ	2	いわき市	福島県	いわき市		○			S26.7.10	S32.5.14			
1720015	四倉	ヨツクラ	2	いわき市	福島県	いわき市		○	○		S26.7.10	H14.3.5			
1720020	豊間	トヨマ	2	いわき市	福島県	いわき市		◎			S26.7.10	S30.7.20			
1720030	勿来	ナコソ	2	いわき市	福島県	いわき市		○			S26.7.10	H10.1.27			
1730010	松川浦	マツカワウラ	3	相馬市	福島県	相馬双葉		○	○		S26.7.10	H8.3.5			
1730015	請戸	ウケド	3	双葉郡浪江町	福島県	相馬双葉		○			S26.7.10	S60.4.24			

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定期日・区域変更年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビクター(一時利用をいう。)受入欄については、ビクター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。